

台風 19 号により被災した償却資産に係る固定資産税の減免について

台風 19 号により浸水等の被害を受けられた事業者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

このたび被災された償却資産（機械、設備等）について、損害の程度により、固定資産税が減免される場合があります。該当される場合は、以下のとおりお手続きをお願いいたします。

なお、減免の決定前に 3 期分の納期限が到来する場合は、一旦、既通知分の税額を納付してください。減免額決定後に、4 期分の納付額等で調整させていただきます。

1. 対象者 次の①・②の条件を満たす固定資産税の納税義務者

①平成 31 年度に、償却資産分の固定資産税が課税されている人

②台風 19 号により、所有する償却資産に損害が生じた人

2. 対象となる固定資産税

償却資産に係る平成 31 年度固定資産税のうち、災害発生日の翌日（令和元年 10 月 13 日）以降に納期限が到来するもの（被災資産相当分に限る。）

3. 減免申請の流れ （裏面の図を参考にしてください）

(1) 事前相談 できるだけ、 12 月 27 日までに ご相談ください	以下の書類を、課税課償却資産・諸税担当へ提出してください。 ①損害を受けた資産の明細書（別紙の書式を参照。） （個々の資産の名称、取得価額、取得年月、修理/除却の区分、修理費用、保険加入の有無、保険金等の金額 の項目をすべて記載したもの。すべての内容が記載されていれば、形式は問いません。） ②資産の修理・買替えに要する費用がわかるもの（修理等の見積書・領収書などの写し） ③償却資産の被害状況がわかる写真など ④保険に加入している場合、支給される保険金の額がわかるもの（支給決定通知などの写し） ※ 保険金が複数の資産分についてまとめて支給される場合（個々の資産ごとの支給額がわからない場合）は、各資産の修理費用・買替え費用によって按分してください。 ※ 保険金の決定・支給が完了していない場合は、先にそれ以外の書類を提出してください。 ※ 必要に応じて、直接、現場確認をさせていただく場合があります。
(2) 減免額の仮算定 ～結果の連絡	市担当者が減免額の仮算定を行い、減免の該当／非該当を電話等でお知らせします。 【該当の場合】 減免申請書を提出してください。 【非該当の場合】 その後の手続きはありません。 ※非該当とご承知の上で減免申請書を提出することは可能ですが、その場合は、非該当の旨を書面で通知します。
(3) 減免申請書の提出	事前相談の内容で減免に「該当」となった場合は、減免申請書を提出してください。申請書の様式については、(2) の連絡の際にご案内します。 【最終期限】 令和 2 年 1 月 28 日(火)

4. 減免額の算定方法

軽減される税額は、資産ごとの「損害の程度」と「軽減の割合」によって算定します。

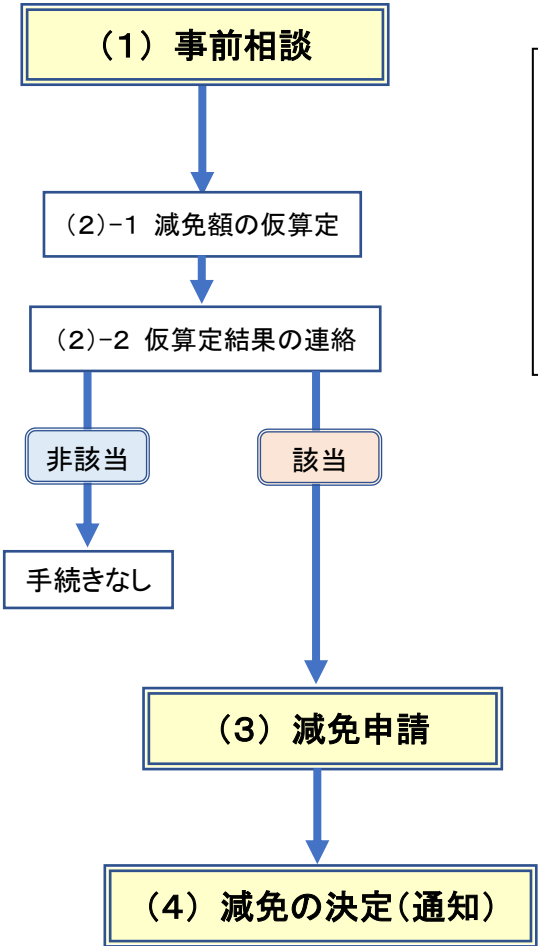
①損害の程度 =
$$\frac{\text{〈修理に要した費用〉} - \text{〈保険金等により補填された額〉}}{\text{〈当該償却資産の平成31年度評価額〉}} \times 100$$

②軽減の割合 ①で算定した損害の割合により、下の表から求めます。

損害の程度	減免の割合
$\frac{20}{100}$ 未満	減免 非該当
$\frac{20}{100}$ 以上 $\frac{40}{100}$ 未満	$\frac{40}{100}$ 以内
$\frac{40}{100}$ 以上 $\frac{60}{100}$ 未満	$\frac{60}{100}$ 以内
$\frac{60}{100}$ 以上	$\frac{80}{100}$ 以内
復旧不能又は使用不能	免除

「課税標準額」に「②軽減の割合」と「税率 1.4%」を乗じた金額のうち、3期及び4期分に相当する金額が軽減されます。（3期及び4期分の減免前の税額が上限となります。）

減免申請の流れ



(担 当)
焼津市 課税課 償却資産・諸税担当
田中・中川
電話 054-626-1142・FAX 054-626-2183
〒425-8502 焼津市本町2丁目16番32号
Email kazei@city.yaizu.lg.jp